

ご意見・ご提案		受付年月日	令和4年 6月13日
件名	農作物被害防止用爆音機の騒音について		
内容	<p>農作物被害防止のため使用される爆音機の爆発音について、朝から夕方まで1日中、数分おきに起きる爆発音は非常にやかましく、長年我慢してきましたが、爆発音に敏感な者には非常に迷惑です。鳥対策は他にも沢山あるはずですが、騒音防止について禁止等のご対応をお願いしたく存じます。</p>		
回答		回答年月日	令和4年 6月29日
担当部課	生活環境部 環境課		
内容	<p>農作物被害防止用の爆音機は、スズメやカラス等による農作物の被害を防ぐために使用されており、騒音規制法等の規制対象になっておりません。</p> <p>そのため、住宅地などに隣接した場で使用する場合は、使用者に対し、可能な限り爆音機の作動間隔を長くする、早朝や夜間の使用を控えていただく等のお願いや周知をまいります。</p>		